

○京都市国民保護協議会条例施行規則

平成18年3月31日

規則第190号

改正 平成24年3月30日規則第125号

京都市国民保護協議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の部会ごとに部会長を置く。

2 部会長は、会長が指名する。

3 部会長は、その部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、行財政局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第125号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。